

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和4年9月15日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時35分 散会

付託事件

議案第67号中第1表中歳出中第3款及び第4款、議案第69号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

① 議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算(第4号)中第1表中歳出中第3款(民生費)及び第4款(衛生費)

② 議案第69号 令和4年度水戸市介護保険会計補正予算(第1号)

(2) 請願審査

① 令和4年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出を求める請願

2 出席委員(7名)

委員長	木本信太郎	君	副委員長	森正慶	君
委員	萩谷慎一	君	委員	土田記代美	君
委員	黒木勇	君	委員	袴塚孝雄	君
委員	田口米蔵	君			

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋	君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長(福祉総務課長事務取扱)	田中誠一	君
福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉	君	生活福祉課長	櫻井学	君
障害福祉課長	平澤健一	君	高齢福祉課長	小林かおり	君
介護保険課長	高橋慎一	君			
こども部長兼福祉事務所担当所長	柴崎佳子	君	こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長	野口奈津子	君
こども政策課長	深谷貴美	君	幼児保育課長	松本崇	君

保健医療部長	大曾根 明子 君	保健医療部 副部長	小林 秀一郎 君
保健所長	土井 幹雄 君	保健医療部 保健所参事兼 保健総務課長	三宅 陽子 君
保険医療部 保健所技監兼 保健衛生課長	前田 亨 君	地域保健課長	堀江 博之 君
保健予防課長	大冢 要之 君	国保年金課長	関根 豊 君
教育長	志田 晴美 君	教育部長	三宅 修 君
教育委員会事務局 教育部参事	鴨志田 泰 君	教育委員会事務局 教育部参事兼 教育企画課長	菊池 浩康 君
教育委員会事務局 教育部参事兼 学校保健給食課長	小川 佐栄子 君	教育委員会事務局 教育部参事兼 歴史文化財課長	小川 邦明 君
総合教育研究 所 長	春原 孝政 君	学校管理課長	細谷 康之 君
学校施設課長	和田 英嗣 君	生涯学習課長	湯澤 康一 君
中央図書館長	林 栄一 君	教育研究課長	野澤 昌永 君
6 事務局職員出席者			
議事課長補佐	綱島 卓也 君	書記	檜原 和則 君

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)及び請願・陳情文書表(1)のとおり、議案第67号ほか1件、それに請願であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程は2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行いまして、明日、御意見を伺った後に採決を行い、しかる後に請願審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次にお諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第67号ほか1件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明をお願いいたします。

初めに、議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第4款（衛生費）について、執行部から順次説明を願います。

それでは田中副部長兼福祉事務所副所長からお願いいたします。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） おはようございます。

議案書①の25ページをお開き願います。

市議会議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

内容につきましては、議案書②令和4年度補正予算に関する説明書により御説明をいたします。議案書②の6ページ、7ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス対策でございます市民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る国庫補助金の精算により、令和3年度分の返還が生じたため増額補正をするものでございます。

以上でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして、2目障害福祉費、1つ目の丸、障害者福祉経費につきましては物価高騰等の影響により運営費が上昇し、厳しい経営環境に置かれている福祉施設に対し、障害者福祉施設緊急支援金を支給するものでございます。

2つ目の丸、障害者自立支援給付費につきましては、自立支援給付費国庫負担金返還に伴う経費の増額を行うものでございます。

以上でございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして、3目高齢福祉費でございます。1つ目の丸の高齢者福祉施設経費及び

2つ目の丸、介護保険推進経費につきましては、物価高騰等の影響により運営費が上昇し、厳しい経営環境に置かれている入所施設に対しまして、高齢者福祉施設緊急支援金として160万円を、また介護サービス事業所緊急支援金として1,590万円を支給するものでございます。

説明は以上でございます。

○**関根国保年金課長** 続きまして、6目医療福祉費につきましては、令和3年度分の医療福祉費に係る県補助金の精算に伴いまして返還が生じたため、増額補正をするものでございます。

以上でございます。

○**深谷子ども政策課長** 続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。詳細につきましては9ページの説明欄を御覧願います。まず1つ目の丸、児童福祉事務費につきましては、令和3年度のひとり親世帯生活支援特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金及び子育て世帯臨時特別給付金に係る国庫補助金の精算に伴う償還金によるものであり、増額補正を行うものでございます。

また、2つ目の丸、子育て世帯生活支援特別給付金経費につきましては、3億5,000万円を増額補正しております。内訳欄を御覧願います。支給額につきましては低所得の子育て世帯の対象児童6,800人に対しまして、給付金総額3億4,000万円を見込んでおります。このほか事務費といたしましてシステムの改修や職員の時間外に係る経費等1,000万円を計上しております。

本給付金の概要について御説明いたします。子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、県と連携して児童1人当たり一律5万円を追加給付するものでございます。財源は県が国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することを予定しております。支給対象者は児童扶養手当受給者等のひとり親世帯と、市民税が非課税の子育て世帯等に大別されます。

説明は以上でございます。

○**櫻井生活福祉課長** 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、令和3年度の生活保護費国庫負担金の精算に伴う返還金として増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○**三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長** 続きまして、4款衛生費、1項保健所費、2目医薬費につきましては、物価高騰等の影響により厳しい経営環境にございます保険診療を行う病院及び医科・歯科の診療所など医療機関を支援するため、20床以上の病床を有する病院に50万円、19床以下の有床診療所に20万円、無床診療所に10万円を支給するもので、財源に地方創生臨時交付金を活用いたしまして、補助金といたしまして5,150万円の増額補正を講じるものでございます。

説明は以上でございます。

○**木本委員長** 次に、議案第69号 令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について執行部から説明願います。

それでは、高橋介護保険課長。

○**高橋介護保険課長** それでは、議案書①の31ページをお開き願います。

市議会議案第69号 令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和4年度水戸市介護保険会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,960万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ249億4,560万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書②の令和4年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。議案書②の22ページ、23ページをお開き願います。

初めに、ページ上段の歳入でございますが、8款1項1目繰越金につきましては、令和3年度の介護給付費等の確定に伴いまして、既に交付されております国庫支出金等に返還が生じたことから、その財源に充てるため増額補正をするものでございます。

次に、ページ下段の歳出でございますが、5款1項2目償還金につきましては、介護給付費負担金等の精算に伴いまして国庫支出金、支払基金交付金、県支出金をそれぞれ返還するため増額補正をするものでございます。

説明は以上でございます。

○木本委員長 以上で提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第4款（衛生費）について質疑のある方は発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 補正予算は本会議でも質問させていただきました国の新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策ということで、国からの支援金ということで措置されておりますけれども、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金に関しまして、今回県からお金が来ているということで御説明いただきました。これに関しまして児童1人当たり4,600世帯6,800人ということでありましたが、これまでは2度ほど支給されていまして、今回3度目となりますけれども、この対象人数に関しまして大きな変化はない状況なんですか。確認させていただきます。

○木本委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 黒木委員の質問にお答えいたします。

今回の県の給付金につきましては、時点修正はあるものの6月から給付が始まっております国と市あわせて10万円の特別給付金と制度設計は同じですので、基本は同じぐらいの数字を考えております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 これまで第1回目、第2回目とそれぞれ5万円ずつ支給していただいているんですが、対象となる方はほぼ受給されているということでよろしいのでしょうか。まだちょっと漏れているとかありましたら教えていただきたいです。

○木本委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 お答えいたします。

現在、6月から支給が始まっているものにつきましては、8月31日現在で独り親世帯と独り親以外の子

育て世帯とあわせて3,399件、児童5,412人に給付しておりますので、まだ申請される方、申請が必要な方については随時受付を行っておる状況でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 今回県からのお金ということですので、まだ2回目が支給されていないという方がいらっしゃるということですので、その辺漏れなく支給できるように2回目、3回目と丁寧な事務手続をお願いしたいと思います。

○木本委員長 そのほかございませんか。

土田委員。

○土田委員 障害者施設、高齢者施設の支援金のことについてちょっとお聞きしたいんですけども、本会議で中庭議員も言いましたけれども、入所施設だけでなく通所施設も物価高騰のあおりをかなり受けていて大変だということで、できれば今後そちらにも支援を広げていただきたいと思うんですけども、この対象にならなかった通所型の施設というのは市内にどのぐらいあるのか、教えてもらえればお願いします。

○木本委員長 それでは、平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

障害福祉サービス事業所といたしましては、通所系のサービス約230件ほどとなっております。

以上でございます。

○木本委員長 それでは、もう一人、高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 介護保険関係の通所系の施設としては154件でございます。

以上でございます。

○木本委員長 そのほかございますか。

黒木委員。

○黒木委員 医療機関緊急支援についてなんですが、この支援金の内容をもう少し詳しくお聞きしたいんですが、対象が保険診療を行う病院と、あと診療所の内科、歯科と、支給額が病院で50万円、有床診療所で20万円、無床診療所で10万円ということですが、ちょっと先ほどの説明でちょっと聞き漏らしちゃったんですけども、何床ある病院と言われていたんですか。もう一度詳しく教えてください。

○木本委員長 それでは、三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の医療機関への支援金につきまして、これは20床以上が病院の扱いになります。こちらについては25か所該当箇所がございます、こちらについては一律50万円。有床診療所、こちらについては19床以下の診療所になりますけれども、こちらは該当箇所が15か所ございまして、こちらについては支援金のほうを20万円です。無床診療所、これは以下につきましては183か所該当箇所がございます、歯科の無床診療所につきましては該当箇所が164か所、7月1日時点でございます。こちらにつきましては一律10万円の支給としております。

○木本委員長 よろしいですか。

黒木委員。

○黒木委員 福祉施設緊急支援金についてお伺いします。

まず、対象者が入居施設を運営する事業者ということになっておりますが、この対象、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、障害者支援施設ほかということになっているんですが、この対象施設の数などを教えていただければ。

○木本委員長 それでは、高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

介護保険関係の施設としましては、介護老人福祉施設が26か所、介護老人保健施設が13か所、地域密着型老人福祉施設が2か所、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームですけれども、こちらが27か所、合計で68か所でございます。

以上でございます。

○木本委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 障害部門につきましては、障害者支援施設が6か所、共同生活援助いわゆるグループホームが42か所、合計48か所となっております。

以上でございます。

○木本委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 高齢福祉課関係の施設としましては、民間の養護老人ホームが1か所、それから軽費老人ホームが5か所の計6か所となります。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 例えば介護施設の68か所ってありましたけれども、この68か所、支援される施設とされない施設って何か基準はあるんですか。それとももう登録されているところは全部支援対象になるんですよということなのか、ちょっとお聞きしたい。

○木本委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今報告させていただきました68か所については全て支援の対象となっております。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 高齢福祉の6か所、あと障害者施設の48か所についても全て対象ということよろしいでしょうか。

○木本委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

高齢福祉課につきましても同じように全て対象となっております。

○木本委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 障害者支援施設につきましては対象となる施設が8カ所ございますが、支給の対象は6か所となっております。2か所につきましては県の施設でありますあすなろの郷、それと水戸市の施設で

あります身体障害者施設いこいにつきましては対象から外している状況でございます。

以上でございます。

○木本委員長 よろしいですか。

田口委員。

○田口委員 今、黒木委員さんからもありました関係でちょっとお聞きしたいのが、医療機関の緊急支援について、補正予算の内容でこのように出されていますけれども、この資料の数字とさつき課長が言われた数字ってあっていないんだよね。そこは、どうなんですか。

○木本委員長 三宅課長。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

予算の関係上ある程度数字を丸めたといったところでございます、このような形でまとめたものでございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 それと、ここにはこの理由が書いてありますけれども、物価高騰等ということでの支援をするということでもありますけれども、50万円、20万円、10万円というような形で分けましたけれども、病院の50万円というのは大なり小なり病院と位置づけられるものについては、その下も同じなんですけれども、その枠に位置づけられるものには一律この額で出しましょうということですか。それとも、ある程度計算して出すということなんでしょうか。

○木本委員長 三宅課長。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 今回、病床数など規模が大きい病院も当然ございまして、細かく分けるということよりも、まずは限られた財源をより多くの医療機関のほうに対して支援を行いたいということから、3つの区分として分類したところございまして、区分ごとに一律の金額とさせていただきたいと考えております。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 あと対象者ということでこの保険診療を行う病院ってありますね。そうすると、保険診療をやっていない病院というと、その内容的なのが病院の中の仕組みがちよっと分からないんですけれども、混同してやっているところはないですか。そういう場合はないんですか。保険診療と保険診療以外の分野でもやっている、混同してやっている病院ってないんですか。

○木本委員長 三宅課長。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 保険診療医療機関として国のほうの登録を受けているところが今回の対象になるんですけれども、歯科とかについては保険適用外の診療などを行う医療機関もございまして、基本的には保険診療を行うとして登録をされている医療機関については全て対象としてまいりたいと考えております。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 じゃ、最後に参考までに、保険診療以外の病院ってどのくらいあるんですか。

○木本委員長 三宅課長。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 保険診療を行わない場合は基本的に自由診療と言いまして、診療報酬等をその病院の下で決めていくものなのですが、そちらについては市内のほうには47か所ございます。

○木本委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 さっき黒木委員の質問の中で子育て支援の支援金がありましたね。前2回やっていますよという御答弁があったんですけども、これっってもう3回目になるので、別にこの申請をしなくても給付できるような考え方というのはないのか。というのは、該当者が変わらないというようなお話をさっきいただいたので、対象者が変わらなくて環境も変わっていないのであれば、あえて申請を待つという状況が果たして必要なんでしょうか。親切心から言えば、そういう対象者が確定できれば配ってあげるというようなことも必要なのかなというふうに思ったのでちょっとお聞きしたんですが。

○木本委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 袴塚委員の御質問にお答えいたします。

児童扶養手当を受給されている世帯等に対しましては、これまでどおりプッシュ型で口座のほうに振り込ませていただきます。ただ申請が必要な方につきましては、4月1日以降に新たに結婚や再婚、転出・転入、出生等がございますので若干の変更があるものと考えております。給付金ごとに民法上の贈与となりますので、申請については簡素化はしたいと考えておりますが、こちらは申請のほうは必要になります。

ただ、申請が必要な方につきましては、既に国の給付金を受領していたり、あるいは申請中の方がいらっしゃると思いますので、4月1日から住所や世帯構成、収入状況、口座情報に変更がない場合は添付書類の簡素化を考えております。

以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 せっかくの手厚い支援なのでできれば漏れないように、そういうことが一番僕は大事だと思うんですよ。忙しくて、何かの理由があってどうしても申請が漏れちゃう、もらえなかったとこういう方がないように、きめ細かいサービスをしていただきたいと思います。

それから、要するに福祉施設の緊急支援なんだけれども、これってサービスつき高齢者向け住宅というのは国交省管轄なので対象外という考え方でよろしいんでしょうか。

○木本委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回の緊急支援金の対象としましては有料老人ホームであったりとかサービスつき高齢者向け住宅につきましては対象外ということで進めております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ福祉施設緊急支援なのでね、要は福祉の対象になっている施設が、恐らく平たく言えば包含されるんだと思うんです。そこで有料は駄目だよということの縛りで考えていただいたのか、その辺の考え方というのはどうなのかというのが一つ。

それから、この言い回しにちょっとけちをつけるわけじゃないんだけど、100床以上というのがありますよね。これ100床以上というのは措置費の時代に造った、要するに全額補助で造った施設なんですよ。その後は50床になっちゃっている。30床増床したので80床のところも今ありますよ。全額補助でもらったところは、もうスタートから運営費1年、2年くっつけて補助金をもらっているんで、全くその乱脈経営でもしていない限り無借金でやっているところがほとんどだと思う。そこから先また出ているところは別ですよ、何かやっているところはね。

50床から100床のところというのは、最近で言えば補助金もう枯渇してなくなっちゃったり、スタート時には半分ぐらい補助金をもらったりと、こういうような形でスタートしているところがあるんですけども、これ決まったことだからあえて申しませんが、こういうふうな補助金を導入する際には、その生い立ちというか、やっぱり国から満額補助金をもらってスタートしているところと、自ら借金して苦労しながらやっぱり社会福祉法人としての運営をしているところの考え方というのを少し整理していただきたいなと。

それから、30床未満というけれども、グループホーム等については3ユニットしか水戸市は許可しなかったわけだよ、これは。もう許可基準が3ユニットなんだよ。そうすると27人なんだよ。5ユニットやりたいところもあったらうし、そういうところもあるので、この辺については一応決まりをつくらなくちゃならないからこういう決まりでやるということは理解できるんだけど、せっかく補助金として抽出していただくのであれば、その辺の流動的な対応、50床以上全部50万円とか、それでも結局無借金のところにもいくわけだから。だから、そういう困り度合いを考えてもらいたいと思う。その辺をすみません、こういうものがさらに続くとすれば、今後の考え方の中では今言ったようなこともある程度加味していただいてお願いしたいということです。

確認しますけれども、サ高住いわゆるサービスつき高齢者向け住宅は福祉施設の一部にはなるんだけど、しかしそれは、国交省管轄の低廉で安価な住宅の提供というこちから出ているんで、また住宅の家賃ももらっているんで対象にならないということでもいいんですね。

○木本委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回の緊急支援金につきましては臨時交付金という限られた財源を活用しているということで、今回の対象につきましては、法令等で基準が定められている公費により運営費の大部分を賄っている施設を対象とさせていただきます。

○袴塚委員 したがって、対象にならないということでしょう。

○小林高齢福祉課長 はい。

○袴塚委員 分かったよ。

○木本委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、ないようですので、議案第67号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第69号 令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について質疑のある方は発言を

願います。

〔「いないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 よろしいですか。委員の皆さん、大丈夫ですか。

ないようですので、議案第69号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時35分 散会